

こんな話があなただの周りで ありませんか？

5月は
消費者月間
です

①もうけ話にはご用心。

「絶対もうかる」？ そんなうまい話はありません。

1. 「絶対もうかる」と言う勧誘には乗らない。
2. よくわからないもの、商品には手を出さない。
3. 不審に思ったらすぐ相談しましょう。

②電話勧誘販売

断るときには、キツバリと。

見知らぬ業者からしつこく勧誘されたことはありませんか？

必要ないと思ったら、ハッキリ「いりません」、「必要ありません」と言いましょう。

③世にも恐ろしい携帯トラブル

とっても便利になった携帯電話。便利になった反面、とんでもないトラブルも急増中。

上手な携帯の使い方

- ①危険なサイトには近づかない。
- ②見覚えのないメールや請求は聞かない、応じない。
- ③出会い系サイトは利用しない。勧誘メールは即削除。
- ④迷惑メール拒否機能で有害情報のブロック。



現実社会の7つの常識

(日常生活・行動)

- 自分の発言や行動には自分で責任を持つ
- 自己中心的にならず、相手のことを思いやる謙虚さを持つ
- 知らない人に自分のことや家族のことをむやみに話さない
- 危険な場所には近づかない。暗いところは気をつける
- 名誉や著作権、肖像権など人の権利を侵害しない
- 自宅の防犯や災害対策を行い、万一の備えもしておく
- 家の鍵やクレジットカードはなくさない、人に預けない

老後の暮らしは
大切に使いましょう



みんなで築こう 身近な安全・安心

— 一人で悩まず相談を —

おかしいと思ったら、相談ください。

広島県生活センター ☎ 082-223-6111 福山地域県民相談室 ☎ 084-931-5522

裁判制度が始まります

平成 16 年5月 21 日 裁判員制度についての法律が成立しました。

裁判員制度とは、国民の皆さんが裁判員として重大な刑事事件の裁判において、裁判官と一緒に有罪・無罪や刑の内容を決めるもので、平成 21 年までに実施されることとされています。

この裁判員制度についての概要を、お知らせします。

Q 裁判員は、どのようにして選ばれるのですか

A 裁判員が広く国民の中から公平に選ばれるように、毎年1回、20歳以上の国民の中から、くじで裁判員候補者を選びます（候補者には通知が来ます）。裁判員は、この候補者の中から、一つの事件ごとに裁判所における選任手続により選ばれることになります。

Q 法律を知らなくても大丈夫ですか

A 裁判員の仕事に必要な法律は、裁判官がやさしく説明してくれますので心配ありません。裁判員制度では、裁判官と裁判員とが十分に話し合いながら裁判を行うので、裁判員となる皆さんが事前に専門的な知識を持っている必要はありません。

Q どのような事件が対象となるのですか

A 裁判員制度の対象となるのは、殺人事件、強盗致死傷事件、放火事件など国民の皆さんの関心が高い重大事件です。

裁判員の仕事は、我が国の司法を支え、より良い社会をつくるためにとても大切なものです。

Q 裁判員となることを理由に仕事を休めるのですか

A 裁判員になるために必要な休みをとることが、法律で認められています。また、雇用主は裁判員の職務を行うために休暇をとったことなどを理由として、不利な取り扱いをしてはならないこととされています。

Q 裁判員になると、トラブルに巻き込まれたりしませんか

A 裁判員の氏名、住所などを明らかにしてはならないものとするなど、裁判員を保護するためのいろいろな決まりを定めています。また、判決を決める際に裁判員が述べた意見は明らかにされません。



詳しくは裁判所のホームページをご覧ください。 <http://www.courts.go.jp/>